

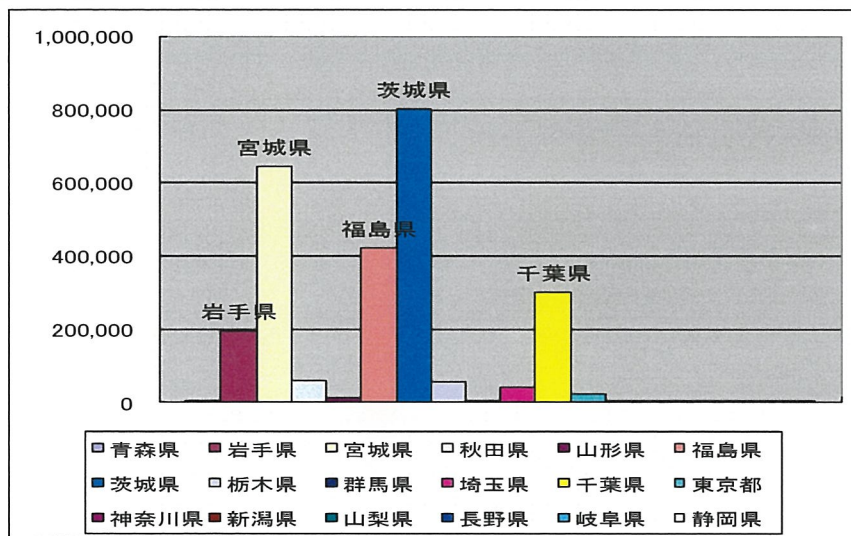
東日本大震災における 水道の応援活動

(公社)日本水道協会

東日本大震災の特徴

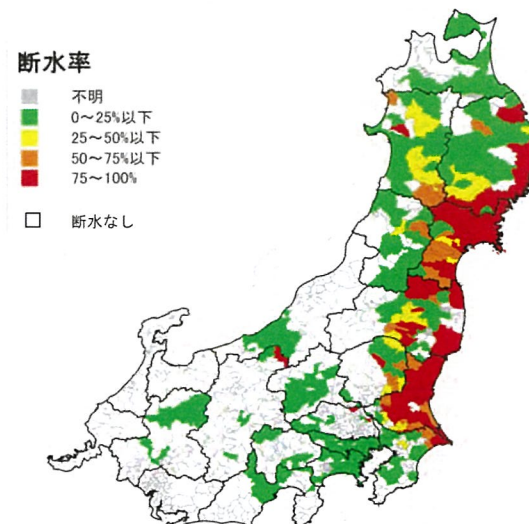
- マグニチュード 9.0の巨大地震
- 震源域が広域的で被害も広範囲
- 大津波による沿岸地域の甚大な被害
- 原発事故による深刻な放射能被害

都県別断水戸数



出典:東日本大震災水道施設被害状況調査報告書

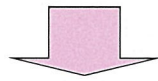
最大断水率の分布



出典:東日本大震災水道施設被害状況調査報告書

東日本大震災時の応援状況

- 応援事業体 552事業体
- 出動給水車 延べ、約13,800台
- 応援人数 延べ、約41,400人
- 応援期間 152日



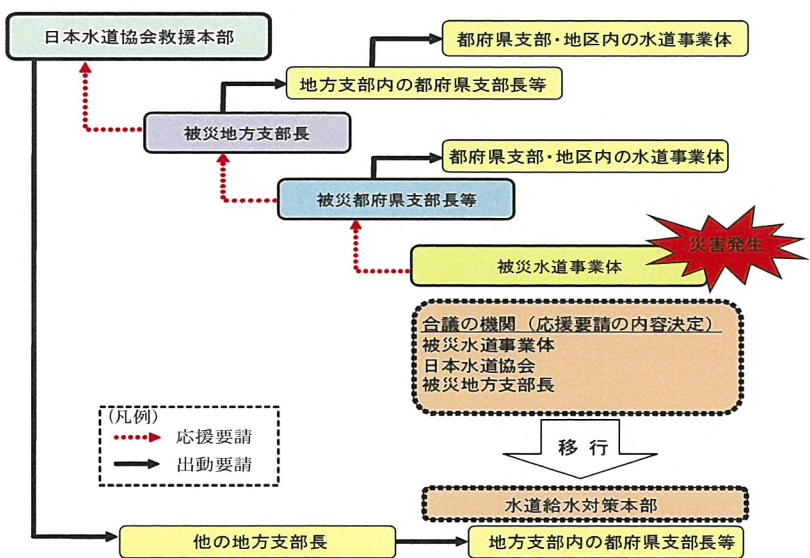
極めて広域かつ長期間

「地震等緊急時対応の手引き」

◇ 位置づけ
 実務者としての水道事業者等が、平常時から行っておくべき事項を踏まえたうえで、地震等緊急時に行う現実的な相互応援に関するルール

- ◇ 構成
- I 相互応援の一般事項
 - 手引の根幹部分。応援要請のルール、応援体制と役割、費用負担の考え方等
 - 応急活動を統括する部門の責任者、担当職員が主な対象
 - II 平常時の相互応援の準備
 - 資機材や図面、応急活動マニュアル等
 - 応急活動を実施する部門の責任者、担当職員が主な対象
 - III 災害時における応急活動の実施
 - 応急活動の実務編。応急活動の作業方針、留意点等
 - 応急活動の実務を担当する職員が主な対象

地震等緊急時における応援要請の流れ



相互応援の要点

- ◇ 被災事業者単独で対応可能な場合は、応援はなし
- ◇ 単独では困難な場合は、県支部内で相互応援
- ◇ 県支部内では困難な場合は、地方支部内で相互応援
- ◇ 地方支部内では困難な場合、他の地方支部に応援依頼（この場合、被災地方支部長の依頼を受け、日水協が調整）



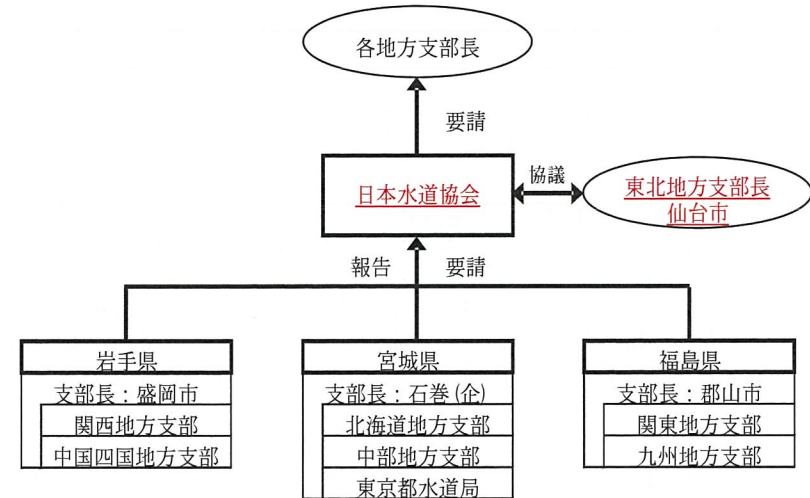
- ◆ 日水協の相互応援は、協定などではなく、会員相互が認めたルールに基づき行われるもの
- ◆ あくまでも要請であり、指揮命令ではないので、受けるかどうかは、要請を受けた支部あるいは事業者等の判断による

応援活動の実際（その1）

- ① 広域的な激甚災害であることを踏まえ、具体的な応援地が未定の状況の中で、全国の事業者にとりあえず仙台市を目指してもらったが、様々な混乱が生じた。
- ② 情報不足に加え不正確な情報の錯綜等によって、救援本部の依頼が正しく伝わらず、混乱を招いた。
- ③ 応援活動の中心となる地方支部長都市、県支部長都市が大きな被害を受け、支部長としての機能を果たすことが困難なため、効率的・効果的な応援活動を目的として、地方支部単位で担当地域を割り当てた。

9

発災当初の応援体制



10

応援活動の実際（その2）

- ④ 原子力発電所事故の影響により、現地派遣職員の健康管理を優先して撤退する事業者もあり、福島県下での応援活動が十分に進められない状況となった。
- ⑤ 応援が集中したことや燃料の入手難の影響もあり、被災水道事業者からこれ以上の応援車両の受け入れを断られる事態が生じ、多くの応援車両が、信越地方、関東地方で長期の待機を余儀なくされた場合もあった。
- ⑥ 津波により被害を受けた事業者では、職員の絶対数の不足に加え、職員自らが被災している場合もあり、応援活動が困難であった。

11

「地震等緊急時対応の手引き」改訂

◇ 主な改訂ポイント

- ① 手引きの意義・内容の理解徹底の重要性明記
- ② 中継水道事業者の定義
- ③ 支援拠点水道事業者の定義
- ④ 緊急時に活用する現場実務対応編の作成
- ⑤ その他

12

実効性のある応援活動のために

平常時の準備が重要



- ① 「地震等緊急時対応の手引き」の周知
- ② 応急活動に必要な資器材の準備
- ③ 配管図面等図書類の整備保管
- ④ 通信方法手段の確保
- ⑤ 応急活動マニュアルの整備
- ⑥ 応援水道の受入体制の整備
- ⑦ 教育・訓練の実施

13

中国四国地方支部合同防災訓練

平成24年10月9日～12日



14

ご清聴ありがとうございました

15